

太子町土砂埋立て等の規制に関する条例に係る事前協議要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、太子町土砂埋立て等の規制に関する条例（平成 28 年太子町条例第 19 号。以下「条例」という。）第 7 条及び第 12 条第 1 項の規定による許可の申請の手続き等に先立って実施する事前の協議（以下「事前協議」という。）に関し必要な事項を定め、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(事前協議書の提出)

第 3 条 条例に基づく許可申請（変更申請を含む。）を行おうとする者（以下「事業計画者」という。）は、あらかじめ、土砂埋立て等事前協議書（様式第 1 号。以下「事前協議書」という。）又は土砂埋立て等変更事前協議書（様式第 2 号。以下「変更事前協議書」という。）を町長に提出し、協議するものとする。

2 前項の事前協議書には、次に掲げる関係書類を添付するものとする。

- (1) 埋立て等区域及び施設設置区域の位置図
- (2) 埋立て等区域及び施設設置区域の現況平面図及び現況断面図
- (3) 埋立て等区域及び施設設置区域の測量図及び求積図
- (4) 埋立て等区域及び施設設置区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図
- (5) 埋立て等区域及び施設設置区域の公図の写し
- (6) 土砂埋立て等に使用される土砂の量の計算書
- (7) 土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画
- (8) 土砂埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面
- (9) 土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書

3 変更許可申請に伴う変更事前協議書には、前項の関係書類のうち変更に係る書類を添付するものとする。

(周辺地域の住民への説明会)

第 4 条 事業計画者は、条例第 9 条に規定する説明会（以下「説明会」という。）を開催するときは、あらかじめ、開催の日時及び場所、説明内容等について記載した説明会開催予定報告書（様式第 3 号）を町長に提出し、協議するものとする。

2 事業計画者は、説明会を開催したときは、速やかに、説明した内容並びに出席者の要望

及び意見、それらへの回答等について記載した説明会開催結果報告書（様式第4号）を、具体的に記載した議事録及び録音記録媒体とともに町長に提出し、協議するものとする。なお、録音記録媒体については、説明会参加者の代表（自治会長等）による議事録への署名により代えることができる。

- 3 事業計画者は、住民への説明会で説明した搬入計画等について、改めて周知する必要がある変更が生じた場合の扱い等に関し、あらかじめ説明会において定めておくものとする。

（審査等）

第5条 町長は、事業計画者から事前協議書又は変更事前協議書（以下「事前協議書等」という。）の提出を受けたときは、その内容を審査し、関係部署等と協議調整するものとする。

- 2 町長は、事業計画者から事前協議書等の提出があったときは、職員に埋立て等区域及びその周辺地域の現地調査を行わせるものとする。

（他法令等所管の関係機関との協議及び情報交換）

第6条 埋立て等の計画が、他法令による許認可を要する場合は、事業計画者の責任において必要な協議を整えなければならない。

- 2 町長は、埋立て等区域における当該土砂埋立て等の行為に適用される法令等を所管する関係機関に対し、事前協議書等の提出された書類を提供することができる。

（報告の徴収）

第7条 町長は、事業計画者に対し、必要に応じて、説明会及びその他関係者との調整、協議等に関し、報告を求めることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めのない事項については、町長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（太子町土砂等による土地の埋立等に関する指導要綱の廃止）

- 2 太子町土砂等による土地の埋立等に関する指導要綱は、廃止する。